

○住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日 国住市第350号）

（傍線部は改正部分）

新	旧
最終改正 令和 <u>6</u> 年 <u>12</u> 月 <u>17</u> 日 国住市第 <u>41</u> 号	最終改正 令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 国住市第 <u>84</u> 号
第1～第3 （略）	第1～第3 （略）
第4 補助金の額 補助金の額は、次のとおりとする。	第4 補助金の額 補助金の額は、次のとおりとする。
一～四 （略）	一～四 （略）
五 住宅・建築物耐震改修等事業 <u>次のイ及びロに掲げる事業ごとに定める額の合計とする。</u>	五 住宅・建築物耐震改修等事業 <u>次のイからホまでに掲げる事業ごとにそれぞれ定める額の合計とする。</u>
<u>イ 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16-(12)-①第1項から第4項までに掲げる事業の基礎額。</u> <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>イ 住宅の耐震化の支援に関する事業</u> <u>a 当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の1/3以内、かつ、地方公共団体が補助する額の1/2以内とする。</u> <u>b 住宅の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用</u> <u>(1) 住宅の耐震診断に要する費用</u> <u>(2) 住宅の擁壁の耐震診断に要する費用</u> <u>(3) 住宅に係る耐震化のための計画の策定に要する費用</u> <u>(4) 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用</u> <u>(5) 死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）を活用する際に必要な不動産鑑定費用、事務手数料その他必要な費用（保証料を除く。）</u> <u>c 前号(1)に要する費用は、一戸建て住宅については136,000円/戸以内（診断を簡易に行う場合は31,500円/戸）を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅について設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。</u> <u>(1) 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内</u> <u>(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内</u> <u>(3) 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内</u>

新	旧
<u>(削除)</u>	<u>d 第 b 号(2)に要する費用は 31,500 円／件以内を限度とする。</u> <u>ロ 住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業</u> <u>a 住宅（マンション並びに延焼の危険性が高い住宅であって防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業</u> <u>(1) 住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分とする。以下、この号において同じ。）の 1／2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。</u> <u>(2) 500,000 円／戸（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 86 条第 2 項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は 600,000 円／戸）又は耐震改修工事費の 2／5 のいずれか低い額を限度とする。</u> <u>b 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等又は建替えを総合的に行う事業</u> <u>(1) 住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の 1／2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。</u> <u>(2) 750,000 円／戸又は耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額の 2／5 のいずれか低い額を限度とする。</u> <u>c 住宅（マンションは除く。）の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業</u> <u>(1) 耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の 1／2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。</u> <u>(2) 一戸建て住宅（密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）については、419,000 円／戸（多雪区域で当該事業を行う場合は 502,300 円／戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。</u>

新	旧
<u>ロ</u> 住宅の防火改修又は建替えに関する事業 a 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火性能の向上のための計画の策定及び防火改修又は建替えを総合的に行う事業 (1) 住宅の防火性能の向上を総合的に行う事業に要する費用（防火改修設計等費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては防火改修設計等及び防火改修に要する費用相当分とする。）の1/2以内、かつ、地方公共団体が補助する額の1/	(3) <u>住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、34,100 円/㎡(多雪区域で当該事業を行う場合は 40,900 円/㎡)を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成 23 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものにあつては、51,200 円/㎡を限度とする。</u> (4) <u>擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、50,300 円/㎡を限度とする。(第ロ項第 d 号、第八項及び第二項までにおいて同じ。)</u> (5) <u>一戸建て住宅については、(1) 中「耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額」とあるのは「耐震改修工事費が 100 万円未満の場合は 204,000 円/戸、100 万円以上 200 万円未満の場合は 306,000 円/戸、200 万円以上 300 万円未満の場合は 509,000 円/戸、300 万円以上の場合 713,000 円/戸」と読み替えて適用することができるものとし(物件ごとに適用する場合を除く)、この場合において、(2) 及び(3)の規定は適用しない。</u> <u>d マンションの耐震改修等、建替え又は除却に関する事業</u> (1) <u>耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費に 1/3 を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の 1/2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1/2 以内とする。</u> (2) <u>マンションの耐震改修工事費は、50,200 円/㎡(耐震診断の結果、I_s (構造耐震指標) の値が 0.3 未満相当である場合は 55,200 円/㎡)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 83,800 円/㎡を限度とする。</u> <u>ハ</u> 住宅の防火改修又は建替えに関する事業 a 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火性能の向上のための計画の策定及び防火改修又は建替えを総合的に行う事業 (1) 住宅の防火性能の向上を総合的に行う事業に要する費用（防火改修設計等費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては防火改修設計等及び防火改修に要する費用相当分とする。）の1/2以内、かつ、地方公共団体が補助する額の1/

新	旧
2 以内とする。 (2) 250,000 円／戸又防火改修工事費の額の 2／5 のいずれか低い額を限度とする。 b 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火改修又は建替えに関する事業 (1) 防火改修に要する費用（防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあっては防火改修に要する費用相当分とする。）の 1／2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。 (2) 住宅の防火改修工事費は、17,100 円／㎡を限度とする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	2 以内とする。 (2) 250,000 円／戸又防火改修工事費の額の 2／5 のいずれか低い額を限度とする。 b 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火改修又は建替えに関する事業 (1) 防火改修に要する費用（防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあっては防火改修に要する費用相当分とする。）の 1／2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。 (2) 住宅の防火改修工事費は、17,100 円／㎡を限度とする。 <u>ニ 建築物（住宅を除く。以下この号において同じ。）の耐震化の支援に関する事業</u> <u>a 当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の 1／3 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。</u> <u>b 建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用</u> <u>(1) 建築物の耐震診断に要する費用</u> <u>(2) 建築物の擁壁の耐震診断に要する費用</u> <u>(3) 建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用</u> <u>(4) 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用</u> <u>c 前号(1)に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第 3 者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度として加算することができる。</u> <u>(1) 面積 1,000 ㎡以内の部分は 3,670 円／㎡以内</u> <u>(2) 面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡以内の部分は 1,570 円／㎡以内</u> <u>(3) 面積 2,000 ㎡を超える部分は 1,050 円／㎡以内</u> <u>d 第 b 号(2)に要する費用は 31,500 円／件以内を限度とする。</u> <u>ホ 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業</u> <u>a 耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の 1／2 以内、かつ、地方公共団体が補助する額の 1／2 以内とする。</u> <u>b 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。</u> <u>(1) 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）につい</u>

新	旧
六～二十三 (略) 第 5～第 23 (略) 附則 (略) <u>附則</u> <u>第 1 施行期日</u> <u>この要綱は令和 6 年 12 月 17 日から施行する。</u> 別表第 1～第 8 (略)	<u>ては、51,200 円／㎡（耐震診断の結果、Is（構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 56,300 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 83,800 円／㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620 円／㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は 5,300 円／㎡）を加算した額を限度とする。）（次項において同じ。）</u> <u>(2) 天井の耐震改修工事費については、31,600 円（ネット等による落下防止措置を行う場合は 13,600 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は 71,300 円とし、平均天井高が 10m を超える場合にあっては、高さ 3 m 毎に 3,150 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460 円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。</u> 六～二十三 (略) 第 5～第 23 (略) 附則 (略) <u>(新設)</u> 別表第 1～第 8 (略)